

1. 趣旨

この補助金等については、扶桑町において自主的かつ主体的ににぎわいを創出しようとするものに、町の定める予算の範囲内において経費の一部を補助することを目的とします。

2. 定義

- (1) 創出型：扶桑町内においてにぎわいを創出する事業
- (2) 発信型：ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を活用して扶桑町を町内外へ発信し、SNS上においてもにぎわいを創出する事業
- (3) 創出型 a：町の指定する日に実施される創出型と発信型を併せて行う事業で、公募型プロポーザル審査（以下「プロポーザル審査」という。）において採択されたもの
- (4) 創出型 b：創出型と発信型を併せて行う事業で、プロポーザル審査において採択されたもの
- (5) 創出型 c：創出型のみ行う事業で、プロポーザル審査において採択されたもの

・・・・・・・・・・ **事業実施等** ・・・・・・・・・・

3. 開催時期及び開催場所

- (1) 創出型 a

開催日：令和6年10月20日（日）※19日（土）は準備日

会場：扶桑町総合体育館（駐車場・グラウンド含）

- (2) 創出型 b

開催日：令和7年2月末日までの任意の日

会場：任意

- (3) 創出型 c

開催日：令和7年3月末日までの任意の日

会場：任意

※創出型 a の開催日の変更はできません。同日であれば別会場での開催も可としますが、必ず扶桑町内で開催してください。

※公共施設を利用する場合、必ずプロポーザル審査前に地域協働課を通じて該当施設の空き状況を確認し、開催内容や日程等条件が整った場合のみ借用可とします。

※創出型 b 及び創出型 c の開催日及び会場については任意としますが、町の行事等が重複している場合、開催日及び会場を変更していただく可能性がありますので、プロポーザル前に地域協働課へ相談してください

<会場例>

- ・扶桑町総合体育館（駐車場・グラウンド含）
- ・扶桑町役場駐車場
- ・木曾川扶桑緑地公園
- ・中央公民館または文化会館
- ・団体及び法人、補助事業者の所有地、商業施設 など

4. 事業実施条件

- (1) 飲食事業は原則屋外で行ってください。（会場により要相談）
- (2) 準備から運営、撤収まで全て補助事業者の責任で事業を実施してください。
- (3) 事業内で出た廃棄物は補助事業者において処理してください。また、リサイクル及び分別を適切に行ってください。
- (4) 物品の購入や業務委託において、町内事業者を 3 社以上利用してください。
- (5) 運営及び出展において、住民活動団体登録の有無に関わらず、町内の団体を 3 団体以上事業参加させてください。運営及び出展団体にお困りの場合は、地域協働課または住民活動支援センターへ相談してください。
- (7) 交通規制や会場周辺の道路使用については、関係機関において必ず所定の手続きをし、交通安全に注意して誘導等を行ってください。また、誘導等の人員も十分に確保してください。
- (8) 事業規模により、有資格者等及び専門の警備員を適切に配置してください。
- (9) 事業実施前に必ず会場周辺の住民へ事業実施の旨を周知してください。音を出す場合や多くの車両が通行することが想定される場合は特に注意してください。
- (10) 町内外問わず多様な客層を集客できるような工夫をしてください。
- (11) 町の PR 及び町制施行 70 周年記念楽曲「この町が大好きだから」を放映できる場所を確保してください。（ブース運営は町が行います。）
- (12) 作成するチラシ・ポスター等の広告媒体には、「扶桑町にぎわい創出事業補助金」を活用している旨を必ず記載し、地域協働課に提供してください。
- (13) 周知方法例は以下のとおりです。なお、あくまで例であり、SNS やインターネットを利用しない人にも周知できる方法を検討してください。また、原稿等の作成は地域協働課と相談し、補助事業者において作成してください。

<町広報例>

①ホームページ・X（旧 Twitter）

イベント概要及びリンクのみ掲載します。（画像1枚添付可）

ホームページへ新着情報を掲載することで自動的にXへ配信されます。

②ひまわり安心情報メール

配信希望日の5営業日前までに地域協働課へ原稿を提出してください。

③広報ふそう掲載

イベント開催月の2ヶ月前の月初に、地域協働課へ原稿を提出してください。

④広報ふそう折込チラシ

15400部（令和6年度）を町の指定する日（折込希望月の前月中旬頃）

までに所定の場所へ納品してください。

⑤公式 SNS（X・LINE・youtube）

イベント概要及びリンクのみ掲載します。（画像1枚添付可）

配信希望日の5営業日前までに地域協働課へ原稿を提出してください。

※①～⑤は原則各1回とし、任意のタイミングで発信します。ただし、創出型 a については事業規模の観点から、町と補助事業者で協議の上、掲載内容及び回数等を決定します。

※原稿は必ずメールで提出してください。なお、文字数等の詳細については、町と補助事業者で協議の上決定します。

（地域協働課：kyoudou_sc@town.fuso.lg.jp）

※時期により掲載等のタイミングが前後する場合がありますので、ご了承ください。

<補助事業者例>

SNS・新聞・放送事業・フリーペーパー・貼り紙等

※広報に使用する媒体の指定はしませんが、炎上商法やネガティブ投稿は禁止とし、必ず事前に地域協働課へ原稿を提出してください。

5. 補助対象事業区分及び補助金額

＜補助区分＞	＜補助上限額＞	＜補助割合＞
創出型 a	240万円	8 / 10
創出型 b	80万円	8 / 10
創出型 c	50万円	10 / 10

※新規事業、継続事業（令和5年度までの事業）に関わらず対象とします。

6. 補助対象外事業

- (1) 町が実施する事業と重複する事業
- (2) 行政機関から別の補助金または交付金を受けている事業
- (3) 政治的、宗教的な活動と認められる事業
- (4) 特定の町民または団体・商品等への利益増進（宣伝等）となる事業

7. 補助対象者

- (1) 扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例第10条の規定により登録している団体（以後「住民活動団体」という。）
- (2) その他町長が認めるもの

※（1）については、「①5人以上の会員を有すること②主たる活動の拠点が町内であることまたは活動が町内で行われていること③代表者及び運営の方法が規約または会則で定められていること」の全ての条件を満たす団体を指します。

※住民活動団体未登録の場合は、必ず団体登録を行ってください。

（個人や団体が集まり実行委員会を形成し、住民活動団体として登録することも可）

※上記（1）（2）に関わらず、扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は補助対象者としません。

8. 補助対象経費

＜経費区分＞	＜内容＞
謝礼	講師謝礼、出演料
消耗品費	事務用品、消耗品、材料費
印刷製本費	コピー代、チラシ及びパンフレット等印刷費

使用料及び賃借料	会場使用料、資機材及びレンタカー等の借上料、駐車場使用料
委託料	委託料、会場警備費等
広告宣伝費	新聞（チラシの折込を含む）、インターネット等広告媒体にて宣伝する費用
食糧費	イベント従事者の食料及び飲料費（イベント当日に限る。酒類は対象外）
役務費	機材等の保険、その他イベントに関する損害保険料、クリーニング代、振込手数料、通信運搬費（切手、郵便料等）
その他町が認める経費	上記以外の経費が想定される場合は、必ず事前に相談すること。
<p><備考> 以下のものは補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記経費のうち団体等の運営又は事業所の経営の日常事務に要する経費 ・委託料の合計が事業費全体の1/2を超える場合、当該委託料全額 ・SNSの運用に関する経費 ・交付決定日以前に支出した経費 	

※補助対象経費に計上する場合、必ず交付決定日以降に支出してください。交付決定日以前の支出は補助対象外とします。事業準備は交付決定日以前に開始しても構いません。

※実績報告時に証拠書類の確認を行うため、事業に要した経費の領収書等は必ず保存してください。証拠書類に不足がある場合は、補助対象外となる可能性があります。

※補助対象経費に生じる100円未満の端数は切り捨てるものとします。

※領収書等の例外として考えられるのは次の通りです。

(1) 講師等に謝金を支払う場合

あらかじめ講師等に印鑑の持参を依頼し、謝金明細書等に受領印の押印を依頼する。

(2) 消耗品等を現金で購入した場合

業者に領収書を発行してもらおう。領収書がない場合はレシートでも可とする。

(3) 業者等に口座振込をした場合

請求書とともに金融機関の領収印のある領収証書を保管しておく。

(4) インターネット上で購入した場合

支払明細等、下記に示した項目が記載されているものを保管しておく。

<領収書等への必要項目>

- ①発行日（領収日） ②相手方の署名又は記名・押印 ③宛名
④領収金額 ⑤購入品名

9. プロポーザル審査

別紙「扶桑町にぎわい創出事業等補助金 公募型プロポーザル実施要領」参照

・・・・・・・・・・・・・・・・申請手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・

10. 交付申請

交付申請をする際は、扶桑町にぎわい創出事業補助金交付申請書（様式第1）に以下の書類を添付して地域協働課へ提出してください。

- (1) 事業実施計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 会場見取図等
- (4) 団体等構成員名簿（様式第4）
- (5) その他町長が必要と認める書類

※プロポーザル審査時に提出している書類は添付不要です。

11. 前払請求及び着手届

交付申請後、扶桑町にぎわい創出事業補助金交付決定通知書（様式第5）を受け取った補助事業者は、扶桑町にぎわい創出事業補助金前払請求書（様式第7）により、交付決定額の10分の2を前払請求することができます。前払いが不要な補助事業者は、前払請求書の提出は不要です。また、交付決定通知を受けた日から起算して30日以内または事業実施日のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金着手届（様式第8）を提出してください。

<上限補助額で交付決定された場合の支払い例>

<補助区分>	<補助上限額>	<前払請求時>	<実績報告時>
創出型 a	240万円	48万円	192万円
創出型 b	80万円	16万円	64万円
創出型 c	50万円	10万円	40万円

12. 計画変更

次の項目に該当する場合は、必ず事前に地域協働課へ相談し、速やかに扶桑町にぎわい創出事業補助金計画変更・中止承認申請書（様式第9）を提出してください。

- (1) 事業内容の著しい変更をしようとするとき
- (2) 事業を中止しようとするとき

(3) 総事業費が著しく増減するとき

※変更・中止等の内容により、交付した額の一部または全部を返還していただく可能性があります。交付決定額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更はこの限りではありません。なお、計画変更による交付決定額の増額は不可とします。

1 3. 実績報告

補助事業者は、補助事業が終了した日もしくは町長が別に定める日から30日以内または当該年度の3月10日（創出型cは3月31日）のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金実績報告書（様式第11）に以下の書類を添付して地域協働課へ提出してください。

- (1) 事業実施報告書（様式第12）
- (2) 収支決算書（様式第13）
- (3) 会場見取図
- (4) 事業当日の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

※収支決算書には、補助対象経費の全ての支出に係る領収書等（原本）を添付してください。

※町長が別に定める日とは、15. 扶桑町にぎわい創出發信事業交付金の発信型における計測対象期間最終日を指します。

1 4. 補助金請求

実績報告書を提出し、扶桑町にぎわい創出事業補助金確定通知書（様式第14）を受け取った補助事業者は、扶桑町にぎわい創出事業補助金請求書（様式第15）を提出してください。

交付額は、確定通知書に記載の金額（前払請求をしている場合は、交付決定額から前払い分を差し引いた金額）となります。

・・・・・・・・・・その他（Q&A）・・・・・・・・・・

1 5. 扶桑町にぎわい創出發信事業交付金

扶桑町にぎわい創出事業補助金において、創出型a及び創出型bの交付決定を受けた補助事業者は、以下の事業区分及び算定方法に従って、扶桑町にぎわい創出發信事業交付金交付申請書（様式第16）により、交付申請を行ってください。

また、上記申請により交付決定を受けた補助事業者は、扶桑町にぎわい創出發信事業交付金請求書（様式第18）により、交付金の請求を行ってください。

< 交付上限額 >

補助区分	交付金 事業区分	交付上限額
創出型 a	発信型 a	60万円
創出型 b	発信型 b	20万円

< 交付金算定方法 >

投稿等に対する 反応数等 (件)	発信型 a	発信型 b
6万～	60万円	—
5.5万～	55万円	—
5万～	50万円	—
4.5万～	45万円	—
4万～	40万円	—
3.5万～	35万円	—
3万～	30万円	—
2.5万～	25万円	—
2万～	20万円	20万円
1.5万～	15万円	15万円
1万～	10万円	10万円
5千～	5万円	5万円

< 対象となる SNS 及びカウント計測方法 >

(1) Instagram (2) X (旧 Twitter)

町指定ハッシュタグ (※1) が付いた投稿に対するエンゲージメント数 (※2) を計測します。町指定ハッシュタグが付いていれば、補助事業者以外の投稿についても計測対象とします。ただし、X (旧 Twitter) については、閲覧範囲の関係から、

「いいね」「リポスト」「引用リポスト」のみとします。

(3) YouTube

タイトル及び説明欄に町指定ハッシュタグを付けたすべての動画の再生回数を計測します。町指定ハッシュタグが付いていれば、補助事業者以外の動画についても計測対象とします。

※1 ハッシュタグとは

キーワードやトピックスを分類するものとして多く使用されます。

※2 エンゲージメントとは

SNS 内での投稿に対する反応の指標を指します。いいね、リポスト、コメント、投稿の保存、投稿のタップ表示、投稿者のプロフィール表示などの種類があります。

<町指定ハッシュタグ>

発信型 a :扶桑町を発信しよう 2024

発信型 b :扶桑町を応援しよう 2024

令和6年6月1日に交付決定を受けた後に、
交付決定前の投稿に町指定ハッシュタグを
付けることも可とします。

<計測対象期間>

最初の投稿日（令和6年4月1日以降）～事業実施日の翌日から起算して14日後
または令和7年2月末日のどちらか早い日の投稿分までとします。

<交付条件>

- (1) 交付金制度の趣旨を鑑み、可能な限り上限額を目指す事業計画としてください。
- (2) SNS 事業の運用方法はプロポーザル審査時に提案してください。
- (3) 炎上商法やネガティブ投稿は禁止とします。
- (4) 実績報告の際に SNS 事業の実績がわかるものを添付してください。
様式は任意で、日別集計表により、投稿数、投稿別エンゲージメント数など、
積算根拠が明確であることとします。（本事業に関わる投稿のみ対象）
- (5) 町指定及び事業名のハッシュタグ以外は、補助事業者の任意とします。
- (6) 一度計測対象とした投稿（動画）は、次年度以降計測対象にすることはできません。重複して計測対象としたことが発覚した場合は、当該投稿（動画）を計測対象から除外します。

16. Q&A集

Q1. 講師または出演者の交通費は対象となりますか。

A1. 補助事業者及び構成員以外の交通費は対象経費として認めていません。

補助対象となるか判断に迷う場合は、事前に地域協働課へ相談してください。

Q2. 代表者がプレゼンテーションに参加できない場合どうしたらよいでしょうか。

A2. 団体等の構成員の方が代わりに出席してください。なお、どなたも出席できず、
プレゼンテーション自体を欠席した場合は審査対象から外れます。

Q 3. 扶桑町にぎわい創出發信事業交付金について、SNS 事業は必ず実施しないといけないのでしょうか。

A 3. SNS 事業は本制度の軸となる事業ですので、必ず実施してください。

Q 4. 多くの車両の通行が想定されているが、警備員を配置する必要はありますか。

A 4. 事業規模やイベント内容により有資格者及び専門の警備員を配置してください。

Q 5. 「行政機関から別の補助または交付金を受けている事業」は補助対象外となっているが、国や県、地方公共団体すべてを指しているのか？

A 5. そのとおりです。ただし、本事業に対する補助金または交付金に限ることから、他の事業で補助金または交付金の交付を受けていても特に問題ありません。また、自治会等からの補助を受けている場合も、行政機関ではないため対象となります。

Q 6. 交付申請時に計上していない経費を実績報告時に計上した場合でも補助対象となりますか。

A 6. 交付申請時に計上した経費を対象としますが、経費の内容により補助対象の可否を決定しますので、事前に地域協働課へ相談してください。

Q 7. 年間を通して複数回に分けて事業を行うことは可能でしょうか。

A 7. 事業完了及び実績報告書の提出が3月10日までに完了できれば問題ありません。ただし、創出型 a は10月20日（日）の開催が決定しているため、複数回に分けることはできません。

Q 8. 協賛金及び出店料などの収入は補助対象経費から差し引かれますか。

A 8. 収入は補助対象経費から差し引かず、支出のみを補助対象経費とします。

Q 9. 実績報告について、「補助事業が終了した日もしくは町長が別に定める日から30日以内または当該年度の3月10日（創出型 c は3月31日）のいずれか早い日まで」と記載されていますが、町長が別に定める日と起算日を教えてください。

A 9. 町長が別に定める日とは、発信型における計測対象期間最終日を指します。起算日は、補助事業が終了した日もしくは発信型における計測対象期間最終日の翌日を1日目とします。